

議案第5号

里庄町職員の給与に関する条例の一部改正について

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年3月5日提出

里庄町長 赤木 功

(提案理由)

給与の支給事務の負担軽減のため、所要の改正をする必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和8年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

里庄町職員の給与に関する条例（昭和27年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条及び第17条の2中「15日」を「25日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。